

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

[illegible]

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1 0	R7.6.18	R7.8.6	「林業近代化資金利子補給」 ・ 補助金事業の名称 ・ 補助金を受け取った交付先の名称 ・ 個別の補助金事業の交付先ごとの支出額					1											「林業近代化資金利子補給」は、令和5（2023）年度は交付実績が無く、対象公文書を保有していないため。	産業労働局農林水産部 農林水産部調整課
1 1	R7.6.18	R7.8.6	・ 「令和5年度鳥フル緊急対策補助金」支出命令書 ・ 「令和5年度野生イノシシ豚熱検体提供促進事業補助金」支出命令書	25		1														産業労働局農林水産部 食料安全課
1 2	R7.6.18	R7.8.6	「生産農場清浄化対策」に係る、以下の情報がわかる公文書 ・ 補助金事業の名称 ・ 補助金を受け取った交付先の名称 ・ 個別の補助金事業の交付先ごとの支出額					1											生産農場清浄化対策は、令和5（2023）年度は交付実績が無く、対象公文書を保有していないため。	産業労働局農林水産部 食料安全課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1 3	R7.6.18	R7.8.6	【全部開示】 ・「国産木材流通促進対策事業費補助金」額の確定通知書 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 ・「森林経営効率化支援事業費補助金」額の確定通知書 ・「保育園等による木育活動の支援事業」交付先一覧 ・「製材業等の生産基盤向上支援事業」交付先一覧 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 ・「林産物生産支援事業」交付一覧表 ・「木材利用普及啓発強化推進事業費補助金」交付額確定通知書 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 ・「林業労働力総合対策事業費補助金」額の確定通知書 ・「造林補助事業費補助金」額の確定通知書 【一部開示】 ・苗木生産施設整備支援事業費補助金_支出命令書 ・花粉の少ない種苗生産事業補助金_額の確定通知書 【不開示】 高品質木材のための保育管理事業費補助金（造林対策）に係る、以下の情報がわかる公文書 ・補助金事業の名称 ・補助金を受け取った交付先の名称 ・個別の補助金事業の交付先ごとの支出額 造林事業費補助（森林環境保全直接支援事業）に係る、以下の情報がわかる公文書 ・補助金事業の名称 ・補助金を受け取った交付先の名称 ・個別の補助金事業の交付先ごとの支出額	213	1	1		1											(7 条 3 号) 銀行等の口座情報については、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため 【不開示理由】 高品質木材のための保育管理事業費補助金（造林対策）及び造林事業費補助（森林環境保全直接支援事業）は、令和 5（2023）年度は交付実績が無く、対象公文書を保有していないため。	産業労働局農林水産部 森林課
1 4	R7.6.18	R7.8.6	「経営所得安定対策等推進事業費補助金」支出命令書	1		1						1							(7 条 3 号) 銀行等の口座情報については、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため	産業労働局農林水産部 農業振興課

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
20	R7.6.18	R7.8.7	・ 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業補助金 （※15,000千円上限） ・ 観光資源の保全等のための支援事業補助金					1											2023年は交付実績がないため、開示文書は不存在である。	産業労働局観光部受入環境課
21	R7.6.18	R7.8.7	【全部開示】 ・ 令和5年度多摩・島しょ地域人材確保特別支援事業補助金確定通知書 ・ 令和5年度中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金一覧(ウクライナ避難民採用企業コース) ・ 令和5年度中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金一覧(一般コース) ・ 令和5年度東京都地域人材確保総合支援事業(商工会等)補助金確定通知書 ・ 令和5年度高度人材インターンシップ受入支援費補助金 一覧 【一部開示】 ・ 東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・ 東京都障害者安定雇用奨励金 ・ 東京都難病・がん患者就業支援奨励金 ・ 中小企業におけるニューロダイバーシティ導入実証実験助成金	9	1	1						1			1				（7条3号及び6号） 障害者等を雇用する企業に対する奨励金・助成金であり、補助を受けた事業者名を公開することによって社内における障害当事者個人の雇用情報の特定につながり、企業の事業運営に不利益をもたらすため。 また、該当の4件の奨励金・助成金は障害当事者の雇用と仕事の両立に取り組む企業に対するものであるため、事業者名を公にすることにより、都の事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局雇用就業部就業推進課
22	R7.6.18	R7.8.8	【全部開示】 ・ 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト補助金 ・ ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業補助金 ・ コーディネーター設置に係る補助金 ・ 空き家所有者補助金 ・ 起業家による空き家活用事業補助金 【一部開示】 ・ 地方独立行政法人東京都産業技術研究センター運営費交付金 ・ 地方独立行政法人東京都産業技術研究センター施設設備費補助金 ・ 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト補助金	8	1	1						1							（7条3号） 銀行等の口座情報については、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため	産業労働局商工部創業支援課

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
2 3	R7.6.19	R7.8.18	【一部開示】 ・ 令和3年1月20日付2産労商調第1825号東京都家賃等支援給付金に係る給付決定通知 ・ 東京都家賃等支援給付金に係る交付の決定及び支出について（その98）（令和3年1月20日付2産労商調第1825号） ・ 国の家賃支援給付金の給付通知のメールの写し 【不開示】 ・ 国の家賃支援給付金の給付額が記帳されている部分の通帳の写し	32		1	1												（7条2号） 個人事業者の住所には自宅住所も含まれていることから、特定の個人事業者の住所を公にすることにより、当該個人を識別するおそれがあるため。 （7条3号） ・ 特定の中小企業等又は個人事業者の口座情報を公にすることにより、当該中小企業等又は当該個人事業者の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・ 特定の法人のメールアドレスを公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・ 特定の法人の通帳の記帳面を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条6号） ・ 国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局総務部企画調整課